

行政文書開示決定通知書

様

九州管区警察局長

平成16年 6 月23日付けで請求のあった行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項に基づき、下記のとおり開示することとしたので通知します。

記

- 1 開示する行政文書の名称
管区職員による公用文書不適切廃棄事案の処分実施について
- 2 不開示とした部分とその理由

(1) 関係職員欄
関係職員の所属、職名、氏名、生年月日、採用年月日、現所属配置年月日、現階級昇任年月日、賞罰は、特定の個人を識別することができる情報であるか、特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報であることから、情報公開法第5条第1項に該当するので不開示とした。
(2) 処分量定欄
職員の氏名及び措置実施者は特定の個人を識別することができるか、特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報であることから、情報公開法第5条第1項に該当するので不開示とした。
(3) 処分事由欄
所属、担当業務、異動発令日、異動先、会議開催日、会議名称等は特定の個人を識別することができる情報であるか、特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報であることから、情報公開法第5条第1項に該当するので不開示とした。
(4) 広報対応その他参考事項欄
広報した日時は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるか、特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報であることから、情報公開法第5条第1項に該当するので不開示とした。
* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、警察庁長官に対して審査請求をすることができます。

3 開示の実施の方法等

- 1 開示の実施の方法等 *裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額
A 4判3枚	①閲覧	100枚までにつき100円	100円
	②複写機により複写したものの交付	用紙1枚につき20円	60円
- 2 事務所における開示を実施することができる日時、場所
日時：平成16年8月6日から平成16年9月6日（土曜・日曜、祝日を除く09:30～12:00及び13:00～17:00）
場所：福岡市博多区東公園7-7 九州管区警察局情報公開室
- 3 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付費用（見込み額）

4 連絡先

- ・住所 福岡市博多区東公園7-7

・担当係 九州管区警察局警務課企画係

・担当者名 小出警部
- ・電話番号 092(622)5000 内線2661

平成16年4月16日

管区職員による公用文書不適切廃棄事案の処分実施について

(九州管区警察局)

項目	内容
発生日時	平成16年3月24日から平成16年3月31日の間
発生場所	九州管区警察局内
関係職員	① 九州管区 [REDACTED] 警察庁警視 [REDACTED] 採用: [REDACTED]、現所属: [REDACTED] 現階級: [REDACTED]、賞罰: [REDACTED] ② 九州管区 [REDACTED] 警察庁警視 [REDACTED] 採用: [REDACTED]、現所属: [REDACTED] 現階級: [REDACTED]、賞罰: [REDACTED] ③ 九州管区 [REDACTED] (当時: 同課 [REDACTED]) 警察庁事務官 [REDACTED] 採用: [REDACTED]、現所属: [REDACTED] 現階級: [REDACTED]、賞罰: [REDACTED] ④ 九州管区 [REDACTED] 警視正 [REDACTED] 採用: [REDACTED]、現所属: [REDACTED] 現階級: [REDACTED]、賞罰: [REDACTED] ⑤ 九州管区 [REDACTED] 警視正 [REDACTED] 採用: [REDACTED]、現所属: [REDACTED] 現階級: [REDACTED]、賞罰: [REDACTED] ⑥ [REDACTED] (当時: 九州管区 [REDACTED]) 警察庁事務官 [REDACTED] 採用: [REDACTED]、現所属: [REDACTED] 現階級: [REDACTED]、賞罰: [REDACTED]

	⑦ 九州管区 [redacted] 警視長 [redacted] 採用： [redacted]、現所属： [redacted] 現階級： [redacted]、賞 罰： [redacted] ⑧ 九州管区 [redacted] 警察庁事務官 [redacted] 採用： [redacted]、現所属： [redacted] 現階級： [redacted]、賞 罰： [redacted] ⑨ 九州管区 [redacted] 警察庁事務官 [redacted] 採用： [redacted]、現所属： [redacted] 現階級： [redacted]、賞 罰： [redacted]																											
処分実施日	平成16年4月16日																											
処分量定	<table><tr><td>① 警察庁警視</td><td>[redacted]</td><td>「戒告」(警察庁長官)</td></tr><tr><td>② 警察庁警視</td><td>[redacted]</td><td>「戒告」(警察庁長官)</td></tr><tr><td>③ 警察庁事務官</td><td>[redacted]</td><td>「局長訓戒」(九州管区警察局長)</td></tr><tr><td>④ 警視正</td><td>[redacted]</td><td>「局長注意」(九州管区警察局長)</td></tr><tr><td>⑤ 警視正</td><td>[redacted]</td><td>「局長注意」(九州管区警察局長)</td></tr><tr><td>⑥ 警察庁事務官</td><td>[redacted]</td><td>「局長訓戒」(九州管区警察局長)</td></tr><tr><td>⑦ 警視長</td><td>[redacted]</td><td>「局長注意」(九州管区警察局長)</td></tr><tr><td>⑧ 警察庁事務官</td><td>[redacted]</td><td>「部長注意」(九州管区 [redacted])</td></tr><tr><td>⑨ 警察庁事務官</td><td>[redacted]</td><td>「部長注意」(九州管区 [redacted])</td></tr></table>	① 警察庁警視	[redacted]	「戒告」(警察庁長官)	② 警察庁警視	[redacted]	「戒告」(警察庁長官)	③ 警察庁事務官	[redacted]	「局長訓戒」(九州管区警察局長)	④ 警視正	[redacted]	「局長注意」(九州管区警察局長)	⑤ 警視正	[redacted]	「局長注意」(九州管区警察局長)	⑥ 警察庁事務官	[redacted]	「局長訓戒」(九州管区警察局長)	⑦ 警視長	[redacted]	「局長注意」(九州管区警察局長)	⑧ 警察庁事務官	[redacted]	「部長注意」(九州管区 [redacted])	⑨ 警察庁事務官	[redacted]	「部長注意」(九州管区 [redacted])
① 警察庁警視	[redacted]	「戒告」(警察庁長官)																										
② 警察庁警視	[redacted]	「戒告」(警察庁長官)																										
③ 警察庁事務官	[redacted]	「局長訓戒」(九州管区警察局長)																										
④ 警視正	[redacted]	「局長注意」(九州管区警察局長)																										
⑤ 警視正	[redacted]	「局長注意」(九州管区警察局長)																										
⑥ 警察庁事務官	[redacted]	「局長訓戒」(九州管区警察局長)																										
⑦ 警視長	[redacted]	「局長注意」(九州管区警察局長)																										
⑧ 警察庁事務官	[redacted]	「部長注意」(九州管区 [redacted])																										
⑨ 警察庁事務官	[redacted]	「部長注意」(九州管区 [redacted])																										
処分事由	1 関係職員①及び②は、「九州管区警察局における文書の管理に関する訓令」に基づく [redacted] (①にあっては [redacted]、②にあっては [redacted]) の [redacted] であり、各所属の保有する行政文書について、 [redacted] であるが、 [redacted] から、平成16年3月31日で保存期間が満了する行政文書(平成10年度の [redacted] 保管に係る捜査費証拠書類、現金出納簿等)の廃棄処分の申し出に際し、廃棄処分予定日等の確認や廃棄処分に関する具体的な指示を怠ったため、保存期間満了前の行政文書を廃棄させるといった事態を引き起こしたものであり、警察業務に多大な支障をきたし、もって公務の信用を失墜させたものである。 2 関係職員③は、平成16年3月24日午前9時50分頃、警察庁会計課監査室から「平成16年3月31日に保存期間が満了する平成10年度の会計証拠書類については、当分の間、保存を継続すること」との電																											

話指示を受けていたものの、一部所属への連絡を欠いたことから、
において保存すべき行政文書（平成10年度の保管に係る捜査費証拠書類、現金出納簿等）を廃棄する事態を引き起こしたものであり、警察業務に多大な支障をきたし、もって公務の信用を失墜させたものである。

3 関係職員④及び⑤は、九州管区警察局の（④は、
、⑤は）であり、
として、その管理の徹底を欠いたため、部下職員が平成16年3月31日で保存期間が満了する行政文書（平成10年度の保管に係る捜査費証拠書類、現金出納簿等）を保存期間満了前に廃棄するといった事態を引き起こすとともに、警察業務に多大な支障をきたし、もって公務の信用を失墜させたものである。

4 関係職員⑥は、までの間、九州管区
の職にあり、各所属の「」として、行政文書の取扱事務に従事する者であるが、
、上記、警察庁指示を受けない状態のまま、平成16年3月31日付で保存期間が満了となる行政文書（平成10年度の保管に係る捜査費証拠書類、現金出納簿等）を、保存期限の満了前である平成16年3月31日午前9時頃から午前9時30分頃までの間に、課内備え付けのシュレッダー細断機を使用して廃棄処分を行い、警察業務に多大な支障をきたし、もって公務の信用を失墜させたものである。

5 関係職員⑦は、九州管区であり、九州管区
のとして、
であるが、
における指示事項の再確認を怠るなど、その徹底を欠いたため、
において保存すべき行政文書（平成10年度の捜査費証拠書類、現金出納簿等）を廃棄するという事態を引き起こすとともに、警察業務に多大な支障をきたし、もって公務の信用を失墜させたものである。

6 関係職員⑧及び⑨は、平成16年3月26日から九州管区の
（⑧は、⑨は）であり、
で指示された事項の再確認を怠ったため、警察庁から保存すべき指示がなされていた行政文書（平成10年度の保管に係る捜査費証拠書類、現金出納簿等）を廃棄するという事態を引き起こすとともに、警察業務に多大な支障をきたし、もって公務の信用を失墜させたものである。

広報対応
その他の参
考事項

- 平成16年、本件事案についての広報を実施した。
- 平成16年、情報公開の開示請求がなされていた当該行政文書の請求者に対して、電話及び文書郵送による結果回答を実施した。